

令和3年度第1回野木町空家等対策協議会（書面開催）の結果報告について

野木町空家等対策協議会
会長 真瀬 宏子

書面により協議を諮った「令和3年度第1回野木町空家等対策協議会」は、下記のとおり委員からの意見を聴取した結果「野木町特定空家等判断基準」の改正について決議されました。

記

1. 開催方法

委員へ会議資料を送付し、書面により意見を聴取した。

- (1) 資料送付日 令和4年2月1日(火)
- (2) 意見等聴取期間 令和4年2月1日(火)～令和4年2月14日(月)

2. 出席者 13人、欠席者 なし

3. 会議成立要件

野木町空家等対策協議会設置要綱第6条の規定に基づく会議開催の成立要件（委員の過半数の出席）を満たし、会議は成立した。

4. 会議内容

- (1) 報告 特定空家等に関する経過報告
- (2) 議事 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）一部改正に伴う判断基準の見直しについて
- (3) その他

5. 提出された意見等

別紙のとおり

令和3年度 第1回 野木町空家等対策協議会 主な意見

議題2 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針
(ガイドライン) 一部改正に伴う判断基準の見直しについて

結果 ※委員数12名(議長である会長(町長)除く)賛成12名 反対0名

	ご意見	回答
1	資料1-1 P3「主な課題」解決のため地域の安全と安心、景観の改善向上を図る、法・制度の迅速かつ的確な対応を望みます。	今後も課題の解決に向け尽力いたします。
2	<p>1 同案4頁第4項4、5行目の文章を下記のような修正をしていただきたくお願いいたします。</p> <p>総合判定に移行した場合は、空家等特措法第2条2項に示されている状態(将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される状態を含む。)か、野木町空家等対策協議会において協議し、最終的な判定を行う。</p> <p>2 P21の「総合判定」フローの下2末尾の「総合判定」フローの下段 3 枠目の文章を下記のような修正をしていただきたくお願いいたします。</p> <p>①の判定状態が、将来著しく保安上危険な状態又は著しく衛生上有害な状態となることが予見される状態か協議し、最終的な判定を行う。</p>	ご提案いただいたとおり、文章を修正いたしました。
3	<p>P21「総合判定」フローの下2 末尾の「総合判定」フローの下段 5 枠目について</p> <p>「①の著しい、②危険の判定両方に該当しているため、特定空家等と判定する。ただし」以下の「該当項目の状態を考慮する必要がある場合」とは具体的にどのような場合ですか？又、この記述は今回のガイドライン(指針)のどこの記載を反映させたものか教えてください。</p>	<p>「該当項目の状態を考慮する必要がある場合」につきましては、ガイドラインに記載のある修正ではなく、予見を含めた判定を今後していく中で「一定数に満たない」の表現だと数の根拠が必要ではないかと考え、「該当項目の状態を考慮する必要がある場合」との表現に修正をしました。</p> <p>具体的な場合といたしましては、「状態が著しく」「周辺に影響がある場合」が1項目以上該当したからといって、すぐに「特定空家等」に認定するのではなく、全体の状態を考慮した上で、再度協議会で協議いただき、総合判定いただくことを想定しております。</p>